

令和5年3月28日

第46回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部

「開 会」 (14:04)

○村田危機管理課長 お見えになられていない委員もいらっしゃいますが、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきますと思います。

改めまして、私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めます、村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の協議会につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システム「Zoom」を併用しての会議開催としておりましたが、今回、第9期の任期中最後の協議会ということで皆様にお集まりいただきまして、対面での開催としております。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

本協議会の資料につきましては、事前に郵送させていただいているところでございます。3月17日付けで送付させていただきました資料は、次第のほか、資料第1号といたしまして、「(コロナ禍における)乳幼児を持つ保護者への子育て閉塞感を救うための取り組みについて」、リーフレット「文京区子ども家庭支援センター」、リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう!」、資料第2号といたしまして、「第9期協議会における議事結果等について」となっております。

資料の不足がございましたら、配付いたしますので、手を挙げて係員にお知らせください。よろしいでしょうか。

また、本日席上配付となりますけれども、八木委員からご提供いただきました資料がございますので、準備が整い次第、配付させていただきたいと思っております。

次に、本協議会での発言方法ですが、発言の際には、各座席に備え付けのマイクをお使いいただくようお願いいたします。会長から指名を受けた後、発言前に机の上のマイクのボタンを押していただき、マイクの赤いランプを点灯させてから発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度マイクのボタンを押し、マイクの赤いランプを消していただくようお願いいたします。

発言につきましては、これまでと同様に、記録を行った上、会議録としてまとめさせていただきますので、ご承知おきください。

それから、会場内では、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、小出会長、協議会の進行をよろしくお願いいたします。

○小出会長 会長を務めております、小出でございます。

今、事務局から話がありましたように、行動制限が徐々に緩和され、本日、久しぶりに対面での会議を開催することができ、非常に嬉しく思っています。新型コロナウイルスが収束するまで、まだ少し時間がかかると思いますが、皆さん、感染予防を徹底して、自分自身を守りながら、油断せず生活を続けてください。

また、今回は、令和5年7月までとなっている安全・安心まちづくり協議会第9期における最後の会議となります。

それから、本日の会議ですが、時間短縮で、午後4時までには終了したいと思っております。協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、出席者について、事務局から報告してください。

○村田危機管理課長 事務局です。

本日は、事前に、三森委員、稲葉委員、中根委員、早藤委員、武智委員、小林委員、松沢委員、石田委員、田島委員、石川委員から、欠席の連絡をいただいております。

また、吉岡委員からは、所用により途中退席の連絡をいただいております。

なお、田中委員、保苺委員、柳生委員、中川委員は、現在のところ、まだお見えになられていない状況となっております。

それから、本日の協議事項は、子どもや家庭への支援の取組に関するテーマになりますので、文京区子ども家庭部子ども家庭支援センターから、瀬尾所長に出席をお願いしております。

報告は、以上です。

○小出会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日の議事は、協議事項が1件、報告事項が1件です。いつもどおり、次第に従って、協議事項から進めていきますので、事務局から説明をお願いします。

○村田危機管理課長 事務局です。

令和3年7月に実施いたしました第42回協議会の中で、区立幼稚園長会代表の前任者である吉羽元委員から、協議テーマとしてご提案いただいた「乳幼児を持つ保護者への子育て閉塞感を救うための取組について」というテーマを今回は協議事項とさせていただきます。

なお、テーマの中に、括弧書きで「コロナ禍における」と表記していますのは、元々、「コロナ禍における」という文言が入っていましたが、2年前のテーマ決定時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている最中であり、現在は、5類感染症に移行が見込まれる状況となり、これが過去の表現になりつつありますので、事務局において、括弧書きの表現とさせていただきますので、ご了承願います。

事務局からは、以上になります。

○小出会長 ありがとうございます。

それでは、協議テーマについて、瀬尾所長からご説明をいただいた後、皆さんから、活発なご意見をいただきたいと思っております。

○瀬尾子ども家庭支援センター所長 改めまして、文京区子ども家庭支援センター所長の瀬尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日は、「乳幼児を持つ保護者への子育て閉塞感を救うための取組について」という

テーマで話をさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。直接的には、安全・安心まちづくりと子育ての分野では、一致しないところもあるかもしれませんが、社会をつくっていく子どものためという点では、安全・安心にも繋がってきますので、そのようなポイントと新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、説明したいと思います。

まず、資料第1号の表紙に記載されているのは、東京都の児童虐待防止推進キャラクターで「OSEKKA Iくん」と言います。このようなキャラクターも生まれ、東京都だけでなく、日本全国で児童虐待を防止する取組が行われています。

それでは、資料の2ページをご覧ください。乳幼児期の子育て家庭支援を行う区の組織を記載していますが、乳幼児健診、母子手帳、母親学級・両親学級、栄養指導などの乳幼児支援は、全て保健所で担当しているため、乳幼児を抱えた家庭にとって、保健サービスセンターが最も身近な組織であると思います。これは、国が各自治体に設置を求めている、子育て世代包括支援センターも兼ねており、文京区の場合は、文京シビックセンター8階北側と本郷地区に保健サービスセンターを設置しています。その上段に記載している、子育て支援課、幼児保育課、児童青少年課、教育センターは、乳幼児に限りませんが、子育て支援課は児童手当、文京区独自の施策である子ども応援臨時支援金、ベビーシッター利用の補助制度などを行っており、幼児保育課、児童青少年課、教育センターは子どもの教育支援、療育支援、育成を行っています。下段に記載している、市町村子ども家庭総合支援拠点は、これも国が自治体に設置を求めている、相談支援全般を行う組織になります。文京区の場合は、文京シビックセンター5階の子ども家庭支援センターで、子どもと家庭に関する総合相談、「ぴよぴよひろば」という子どもたちが遊びに来られる親子ひろば事業を行っています。文京区では、公園で親子が遊ぶのもなかなか難しい場合があるため、子育て支援課が行っている、子育てひろばを含めて、ひろばを利用する方が多くいらっしゃいます。続きまして、資料の右下に記載している、児童相談所についてですが、現在、東京都が管轄しているため、文京区を担当する児童相談所は、文京区から少し離れた新宿区落合にあります。平成28年に法律が改正され、各区で児童相談所を設置できるようになったため、文京区でも、令和7年度に児童相談所を開設する予定となっています。

次に、資料の3ページをご覧ください。保健サービスセンターでは、様々な乳幼児に対する支援を行っていますが、本日は、子ども家庭支援センターについて、説明いたします。文京区の子ども家庭支援センターは、必要な支援を行うための拠点として、児童福祉法に基づき、平成15年度に設置しています。その後、法改正を重ねるごとに、機能が拡大してきており、平成16年の法改正では、それまで児童相談所に限られていて、区で担当する組織がなかった、子どもの家庭相談に応じることが業務として明確に規定されました。平成28年には、子どもの権利が非常に言われるようになり、子育て世代包括支援センターが法定化され、保健所の役割を明確化し、家庭で養育ができない子どもの養育手段として、ショートステイ、一時的な預かり事業などを行うよう

になりました。このような組織は、各自治体で設置していますが、子ども家庭支援センターという名称でない自治体もあり、名称は自治体によって様々です。子ども家庭支援センターの取組といたしましては、アからコまでありますが、相談全般、子育て支援講座、家庭支援ヘルパー事業、離婚後の養育費確保支援、離婚により離れて暮らす両親との面会交流に関する支援・補助などを行っています。

次に、資料の4ページをご覧ください。ここでは、文京区の18歳未満の児童人口を記載しています。左側に記載している表は、平成17年からの18歳未満の児童人口の推移ですが、文京区では増加傾向が続いています。一方、右側に記載している表を見ると、平成31年以降、5歳から18歳までは増加していますが、0歳から4歳までは減少しています。これが出生率によるものであるのか、また、学齢期の児童が転入してくるケースが多いという文京区の地域特性によるものであるのか、原因は分かっていません。

次に、資料の5ページをご覧ください。記載のとおり、児童虐待は、四つに分類されています。ただし、これは統計上の分類であるため、複合しているケースも非常に多くあります。この分類の中で、一番分かりやすいのは身体的虐待です。目に見える形で殴る、蹴る、叩く、乳児を激しく揺さぶるといった行為も含まれます。乳児は泣きますが、それに耐え切れなくなった親がどうしても子どもを揺さぶってしまい、場合によっては、脳の発達にも非常に影響されると言われているため、必ず止めなくてはならない状況になっています。2番目の性的虐待は、統計的に多く見られませんが、なかなか見つかりにくい虐待でもあるため、発生している場合には深刻な問題になってきます。3番目が、養育の放棄と言われるネグレクトです。これは、端的に言えば、子どもが成長するために必要な衣食住の世話をしない、学校に登校させない、病気になっても病院に連れていかない、放置するなどです。新聞報道などにもあるように、車内に放置して、熱中症になった子どもが亡くなってしまった事件、子どもを家に残したまま、親が旅行に行き、子どもが餓死してしまった事件、これは全てネグレクトに当たります。そのほか、同居人の虐待を放置することもネグレクトになります。そのため、独り親の新しいパートナーが子どもに暴力を振るうのを止められなかった場合、親の虐待ということになります。これは、児童虐待が、親が子どもに対して行うものという法定義になっているためです。海外では、大人の子どものに対する虐待行為は、全て虐待になりますが、法律上の法体系から、そのような区分になっているようです。4番目は、心理的虐待です。体に傷は付きませんが、心を傷付けるということで、暴力的な言葉や差別的な言葉を使う、子どもを無視する、拒否するというような子どもが傷つく行為が、該当します。最下段に記載している、子どもの目の前で他の家族に暴言、暴力、無視をするというのは、面前DVと呼ばれており、子どもに直接向かっている暴力ではありませんが、両親や家族間の暴力行為を見せられることによって、子どもが非常に傷つくことになります。これも、全国的に件数が増えている状況であり、心理的虐待も決して放置してはいけないとされています。

養育とかけ離れた不適切な関わり全てが虐待となりますので、この4分類にとらわれず、虐待行為というのは、不適切な養育であるのご理解いただければと思います。

次に、資料の6ページをご覧ください。これは、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数になります。右肩上がりとなっていますが、これは通報することが一般的になってきたからとも言われています。そのため、これまで虐待であると捉えられていなかったことも、虐待ではないかと意識されてきた証拠でもあると言われています。令和3年度の件数は207,659件となっており、令和4年度の件数は令和5年秋ごろに発表される予定ですが、おそらく増加傾向であると考えています。

次に、文京区の児童虐待件数を7ページに記載しています。件数が上下しているのは、平成28年度までは東京都の児童相談所で扱った文京区のケースを含めていましたが、平成29年度からは文京区で扱った件数のみに集計方法を変更しているため、その影響によるものです。令和元年度から再び増加傾向となっているのは、居所不明児童と呼ばれる、学校・幼稚園・保育園に通っていない、全く居所が分からない、生存確認ができないなど、無事が分からない子どもについて、年1回行う調査の対象となった場合に、件数に含めているためです。文京区の場合は、保育所や民間の認証保育所以外にも、インターナショナルスクールに通う子どもが多く、その子どもたちが一旦、居所不明という取扱いになってしまうため、件数が多くなっています。それ以外にも、新型コロナウイルス感染症が拡大していたときは、在宅率が上がり、近隣の泣き声に対する通報、在宅による夫婦げんかなどの家族間トラブルが増加し、それが子どもの面前DVとして通報があるなど、令和元年度以降、件数が非常に増加しています。

次に、この文京区の児童虐待件数が、どのような分類となっているのか比較したグラフを資料の8ページに記載しています。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトは、記載のとおり件数が増加しています。性的虐待については、令和元年度は2件、令和2年度は0件、令和3年度は2件となっていますが、隠れているケースが多いのではないかと危惧しています。心理的虐待については、令和3年度に非常に増加していますが、これは面前DVによるもので、家族間の暴力などを子どもが見てしまい、区に連絡がされる程度のトラブルが家庭であった場合になります。全てのケースに区が関与することはできませんので、刃物が出てきたり、家具が転倒するなど、比較的激しいケースがカウントされており、新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期は、子どもたちが非常に不安定な状況に置かれていたというのが、特徴だったのではないのでしょうか。学校が休校となる時期もあり、学校の先生に訴える機会が減ってしまったということも影響していると思います。乳幼児の場合は、幼稚園や保育園に通っていれば、先生が傷や痣に気が付いたり、先生が子どもから夫婦げんかの状況を聞くことなどができましたが、そのような機会が減ってしまい、新型コロナウイルス感染症の影響は、非常に大きかったのではないかと思います。先ほど、保健サービスセンターで、乳幼児の健診や栄養指導を行っていると言いましたが、新型コ

コロナウイルス感染症が拡大する中では、保健師が感染対策に全て関わるようになり、また、感染防止のために、健診や母親学級・両親学級を中止していた時期もあります。そのため、地域との繋がりが無い乳幼児がいる世帯で、初めての子どもであった場合、本当に大変な思いで過ごされた方も多かったと思います。赤ちゃんには理屈が通じないため、親が余裕を持って対応できる状態になれば、簡単に暴力を振るったり、ふとしたことで怒ってしまうなど、そのような事件も幾つかあったようです。

次に、9ページをご覧ください。「児童虐待はなぜ起こるのでしょうか」とありますが、明確な正解はありません。理由は様々ありますが、1番目に、子育てが孤立してしまっているということに記載しています。これは元々、核家族化が進み、また、新型コロナウイルス感染症の影響で、実家に帰れない、実家の祖父母も来ることができない状況の中で、近隣にも頼れる人がいない状態に置かれて行き詰まり、鬱状態になってしまう方もいました。男女平等と言われますが、子育ては女性の仕事と思っている男性もまだ多く、子どもが泣いたことに対して、父親が怒ることがあります。本来は、一緒に接するべきですが、それを全て任された母親が虐待行為に及んでしまい、それを反省して泣きながら区に電話をしにくる方もいるなど、家族の在り方を少し見直す必要があるのではないかと思います。2番目に記載している、親の生活上の不安や心配、悩みごとは、こちらも新型コロナウイルス感染症に関係していますが、終身雇用から短期的な雇用に雇用形態が変化し、経済的な不安などにより、最も身近な子どもに当たってしまうことが多くあります。そのほかにも、近隣とのトラブルなどがありますが、最近問題になるのは、近隣との騒音トラブルで、それほど大きな音を立てていなくても近隣からの苦情があったり、安心ができない状態が続けば、そのストレスが子どもに向かうことが多くなっています。3番目の子育てに対する戸惑いや焦りですが、現在、子どもと接しないで大きくなった方が子育てをしている状況です。兄弟がいた場合であっても、それほど年齢が離れてなければ、赤ちゃんとは接する機会がなく、赤ちゃんのあやし方が分かりません。保育園や乳幼児健診で、ほかの人や保健師のあやし方を見ながら、人間は学んでいくのだと思います。母親は子どもと対峙すればできると思われている方もいるのかもしれませんが、それが母親にとってプレッシャーになり、自分は駄目な母親なのではないかとマイナス思考になる場合もあるため、相談できる機会やほかの親子と身近に接することができる機会などを設けることが必要であると思います。4番目の親自身に虐待された経験があるについては、もちろん、虐待されていた親が必ずしも子どもに虐待を行うわけではありませんが、親自身に虐待された経験があり、どちらかと言えば、自分はこれで成功したということ子どもにも繰り返す傾向があると思います。厳しく育てられたということが、暴力であった場合、暴力の連鎖と言いますか、繰り返されているケースは多いです。それでも昔は、祖父母がいたり、兄弟がいたり、外に出ていけば、広場で誰かが慰めてくれるなど、そのような他の繋がりもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、都会では、子どもがほかの人と接する機会

が少なく、子どもの逃げ場がなくなってきました。親子関係が一つ確定してしまえば、ずっとその関係の中にいる親と子どもは行き詰まり、そのようなサイクルができてしまいます。このほか、非常にこだわりが強いなど、子ども自身の特性や、親の育った国や地域の文化・風習が非常に大きく影響するなど、何か一つが原因となるわけではありませんが、このようなことが複合的に虐待に至っていることが多いです。

次に、なぜ児童虐待がいけないかという話になりますが、資料の10ページをご覧ください。虐待を受けた体験を被虐待体験と言いますが、被虐待体験がもたらすものとして、一つは、脳の発達に影響すると言われてしています。そのほか、自分に自信がないため、人と対等な関係を築くのが難しい、我慢ができない、自分を律することができない、本当の自分では受け入れてもらえないと感じるなどがあります。また、何でも力づくで言うことを聞かせられた子どもは、力で解決しようとするため、保育園や幼稚園で、ほかの子に対して暴力を振るってしまう子どももいます。ただし、子どもの性格にもよるため、社会と繋がることやほかの大人や子どもと接することによって変わってくることは多いです。被虐待体験を継続的に受けてしまい、幼少期にそのような状況に置かれ続けることによって、生涯生きづらさを抱える可能性があると言われてしています。そのため、教育で国家100年の計と言いますが、子育ても100年単位で考え、そのような状況で育った親がまた同じように子どもを育てるという問題は、どこかで是正していかなければいけないと思います。

次に、資料の11ページをご覧ください。子ども家庭支援センターへの通報の状況ですが、年度別相談処理件数としては、「3歳～学齢期児童」が多くなっています。令和3年度と令和2年度を比較した場合、「3歳～学齢期児童」は令和3年度に増加していますが、「0歳～3歳未満」は令和3年度に大きく減少しており、これも新型コロナウイルス感染症の影響であると見ています。令和2年度には、泣き声などによる「0歳～3歳未満」の通報件数が一時的に増加しましたが、保育園に通っていない子どもなど、なかなか外で様子が見えなくなっていた状態が減少することにより、令和3年度の通報件数も減少しているのかもしれませんが。そのほか、保健サービスセンターの乳幼児支援が、これまでと同じ状態に戻ってきたため、通報に至らない子どもたちが一定程度増加しており、安心材料であると思います。次に、経路別処理状況ですが、下部の表は、どこから子ども家庭支援センターに通報が来ているのかをまとめたものになります。児童相談所からの通報は、令和3年度に160件と令和2年度から大幅に増加していますが、これは、児童相談所が受けた夫婦げんかや泣き声の通報に関しては、児童相談所より子ども家庭支援センターが対応した方が早いということで、子ども家庭支援センターで対応するようになったため、その件数が非常に増加しています。減少している部分は、青色で表示していますが、保健所と警察等が減少しています。保健所については、令和元年度に非常に増加しているため、そこから比較すれば、元の水準に戻ってきていると言えます。警察等からの通報が減少してきているのは、右側に、写真を掲載していますが、文京区は、児童虐待対応の連携強化に関し、警視庁と協定を締結する

とともに、区内警察四署と覚書を交わしました。児童虐待が発生したときに、警察には情報がなく、一方で、区や児童相談所では情報を把握していたというケースが幾つかあったため、虐待や虐待の心配な家庭について警察と共有する、または、虐待の心配な子どもがいた場合に、警察が区に支援を行い、協力体制を敷くという協定を締結いたしました。令和3年度は警察等が7件に減っていますが、これはルートが一定程度確立し、警察は児童相談所に通報を行い、その後必要に応じて、地域に近い子ども家庭支援センターに連絡が来ることになったため、警察等からの直接の通報は減少しています。

次に、資料の12ページをご覧ください。この「未来を担っていく子どもたちのために」ですが、結局は、正しく健やかに子どもたちが育つことによって、健やかな社会ができると思います。通報という聞いた感じがよくないかもしれませんが、家族が孤立化し、子育てに困っているような場合は、区や児童相談所に連絡をいただくことで、そのような家庭にも関与していくことができますので、今後も協力をいただきたいと思います。

最後に、リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう!」をご覧ください。これは、厚生労働省が作成した全国的なものですが、「2020年4月から法律が変わります!」と記載されています。子どもに対する体罰は法律で禁止されていますが、禁止されたのは2020年4月からになります。この法律ができる前までは、子どもは叩いて育てるという文化があったのかもしれませんが、今はそのような時代ではなく、法律違反となります。警察の関与も非常に強くなってきていて、子どもに対する体罰は犯罪となりますので、意識して子どもとの関わりを考えていただきたいと思っています。

説明は、以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、皆さんから、ご意見・ご質問を受けたいと思います。どうぞ。

○八木委員 八木といいます。よろしくお願ひします。

本日は、急遽、資料を印刷していただき、ありがとうございました。

私は、虐待をしてしまう母親の支援、福祉事務所での婦人相談員、教育委員会でのSSW（スクールソーシャルワーカー）、いじめ電話相談員など、これまで、子ども家庭支援センターの方々と連携しながら仕事をしてきました。そのため、今回の資料を拝見して、非常に重要なことだと思い、「子育て閉塞感を救うための取り組みについて」を考えてきました。

まず、資料「子育て閉塞感を救うための取り組みについて」の1ページをご覧ください。残虐な事件、特に赤ちゃんを殺めたり、虐待を行う事件が多発していますが、資料第1号の9ページにも記載があるとおり、原因は様々です。

次に、資料の2ページをご覧ください。こちらには、ワイワイジャパンが考える虐待の原因を記載しています。先ほど、瀬尾所長からも、虐待の原因は色々ありますと説明いただきましたが、

このワイワイジャパンでは、20年前から、SSWや虐待専門の婦人相談員を務めており、親本人が赤ちゃんの時から大切に育てられていないということが、虐待の原因であると分かりました。それでは、どうしたら良いのでしょうか。事件が起きた後の警察による対処もありますが、虐待などできるはずがない心の持ちようを学んでもらうことが有効と考えました。

次に、資料の3ページをご覧ください。なぜ産婦人科なのかということですが、これは、非常に重要です。別紙資料として、「『ママの心得講座』ねえ！赤ちゃんの気持ち知ってる？感想」を添付していますが、この講座の受講生から、産婦人科で子育て講座を行ってはどうかという意見がありました。妊婦の時に、どのような講座が必要であるのかというのが重要です。産婦人科では、同じ立場の仲間と一緒に学べ、今後、育児の上で友達もできる可能性があります。産まれてきてからでは、学ぶ時間がないため、その前の妊娠中に学習してほしいと考えました。文京区でも、カルチャーセンターでの子育て講座など、色々な試みを行っていると思いますが、熱心な親は参加しても、虐待をしてしまう親はなかなか参加してくれません。しかし、産婦人科の検診は全員が足を運ぶため、その時に、「赤ちゃんの心理」「親と赤ちゃんとの付き合い方 良い例 悪い例」「育て方によってかなり変わる子どもの将来」などを内容とした子育て講座を行うとよいのではないのでしょうか。資料の3ページに戻りますが、「共育とは」と記載しています。学生時代には、親が子どもを安心して育てる方法を学ぶ授業がないため、いざ子育てに臨んだ時に、人それぞれの心の持ちよう生きづらさに格差が生まれています。自分の親が嫌いで、毒親で育ったと思っている人は、交際もしたくないと思っているかもしれません。現在、ひきこもりは全国で100万人いると言われており、私たちは、ひきこもりに対する支援を行っていますが、ひきこもりの方は毒親に育てられたとよく言います。そのため、自分は付き合いたくない、交際もしない、結婚も考えられないと思い、少子化につながっている可能性があります。そうであれば、共に育つ学びの時間が必要なのではないかと思い、それを「共育」としました。

次に、資料の4ページをご覧ください。今回、これが一番重要であると思いますが、「共育を知れば解決する3つの課題」ということで、一つ目は、どのように赤ちゃんに接すればよいか、具体的に学ぶことで親の精神的安定が図られ、産後うつの予防になります。二つ目は、親になる全ての人に受講を促すことで、自分の育てられ方が間違っていると思っている人や虐待を受けた人たちが、負の連鎖を断ち切ることができます。三つ目は、赤ちゃんの時から親を信じられれば、家族の印象が良く、家族を持つことに躊躇しないため、少子化が変わっていくのではないのでしょうか。そのほか、具体的な実施について、記載していますので、ご覧いただければと思います。

次に、資料の5ページをご覧ください。「おわりに」とありますが、私、2005年の新聞にこのような投稿をしています。内容は記載のとおりですが、色々な家庭を実際に見れば見るほど、助きたい命が多くあります。児童相談所に預ければ預けるほど、児童相談所がパンク状態になってしまっていますが、本当に助けたいと思い、私はこれまで、人権委員や男女共同参画の審議会委員を

務めてきました。今回、資料第1号を拝見して、改めて考えたのですが、本日発表できるとは思わず、本当にありがとうございます。

最後に、資料の1ページには26年前、5ページには現在の私の家族の写真を掲載していますが、やはり家族が虐待防止の肝になってきます。育てられ方を学生時代に一度も知らないため、是非知ってもらいたいという提案です。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございます。

今の八木委員の提案も含めて、ご意見・ご質問をいただきたいのですが、初めに、私から質問いたします。本日のテーマに関して、私はあまり詳しくないのですが、日本の状況がどの程度のレベルにあるのか評価ができるような、例えば、海外の事例との比較など、その辺りはいかがでしょうか。

○八木委員 今回は、急遽、資料を作成いたしましたので、根拠の部分グラフなど、色々な形でまとめていませんが、区によっては相当異なると思います。文京区は、それほど状態は悪くないと思いますが、これまで様々な仕事をしてきた中で、深刻なケースは多くあるため、やはり毎日報道で流れているのは、氷山の一角であると思います。

○小出会長 どうもありがとうございます。

非常に抽象的な質問で申し訳ありませんが、日本の制度は進んでいるのでしょうか。

○瀬尾子ども家庭支援センター所長 行政の立場では、なかなか申し上げにくい内容です。

○小出会長 それはそうだと思います。

○瀬尾子ども家庭支援センター所長 虐待を防止するための団体の講演に参加すると、親の監護権がまだ強いため、児童虐待をもっと広く捉えるべきではないかという意見はありました。最近では、民法の懲戒権も変わりつつあるところだと思います。

また、海外と言っても、色々な国がありますが、児童の権利擁護というのは、昔から着手されていきましたので、日本でどのように子どもの意見表明を行っていくのか、これからの段階と思っています。

○小出会長 分かりました。

これは、非常に重要な問題です。子どもが主体であるのか、親が主体であるのか。日本の慣習として、子どもは親のものだという意識の中で育てられ、子どもの基本的人権に立って考えるという俎上になかったわけです。

八木委員の提案は、産婦人科で同時に精神的な心理学による教育・学習によって、虐待を減らしていくということですが、この領域全般の赤ちゃんの安全を守るという観点からすれば、必ずしも、個人の心理学の分野で収まらない問題があるのではないのでしょうか。それを補っているのが、瀬尾所長が指摘したもので、非常に大きな役割を示していると思います。

もう一つ、心理学の教育と産婦人科は、相並ばないのではないのでしょうか。

○八木委員 吉田委員がよい意見をお持ちなので、吉田委員の意見を聞いていただければと思います。

○吉田委員 公募委員として参加させていただいております吉田と申します。

先ほど、会議が始まる前に、八木委員の思いを色々と聞かせていただいたところです。

私の背景といたしましては、現在、子ども4人の母親です。千石地区で子どもを育てる中で、地域委員長として、何年もPTAの活動をさせていただいたことがあり、この協議会に参加させていただいています。

この乳幼児を持つ保護者への子育て閉塞感を救うための取組について、どのように質問をすればよいか少し迷いがあり、挙手しなかったのですが、先ほどの産婦人科で子育てについて学ぶというのは、想像したことがないやり方で、非常に面白いと思いました。先ほど話があったように、意識が高い方々は、文京区の子育て支援の研修会等に出席されるのかもしれませんが、実際に子どもができた時は、慌てていて、何も分からない状態で出産までいってしまうというのが、現状だと思います。その中で、産婦人科は検診に行く場所であるため、そこでそのような機会を設けていただき、行政としてバックアップできるような体制があるのであれば、それが虐待に繋がらず、母親の心を守ることににより、子どもにとっての安全・安心に繋がっていくということであれば、一つの意見として、非常に面白いのではないのでしょうか。

以上です。

○小出会長 ありがとうございます。

基本的に、私の疑問としては、母親が子どもを虐待してしまう原因というのは、大きく4つぐらいに分類され、それは必ずしも産む前からあるのではなく、産んだ後に色々な時系列の中で発生する可能性があります。しかし、子どもを産んだ途端に肉体的な問題が起こるとか、1年後に夫が失職してしまうなど、原因や時期は様々です。その時に、マタニティスクールのようなもので知識を得るというのは、非常に重要であると思いますが、どうでしょうか。

また、ボランティアや町会の人たちが、専門的なスクーリングと併せて、協働する機会や可能性はあるのでしょうか。その辺り、八木委員いかがでしょうか。

○八木委員 私は静岡出身で、4年前に文京区に引っ越してきたのですが、静岡では、保健センターや産婦人科で、取組が熱心に行われてきました。母子手帳に産婦人科での講座の無料券などが入っていれば、必ず受講するという意見があるなど、静岡では、そのような方向性になっています。

熱心な母親は、子どものことをよく考え、自分が愛されて育った母親は、赤ちゃんが泣いてもそこまでいらしたり短絡的になることはありませんが、自分が愛されて育っていない母親は、短絡的に考えて虐待をしてしまう可能性もあるため、その子どもが大きくなり、また相談に来る

ことができます。心理学と言っても、具体的な内容を見なければ分からないと思い、資料「ねえ！赤ちゃんの気持ち知ってる？」に記載していますので、ご覧ください。

○小出会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○澤田委員 少し関連しますが、産婦人科だけではなく、例えば、中学校や高校でもそのような講座があればよいのではないかと思いました。申し遅れましたが、文京区立中学校PTA連合会を代表して参加している澤田と申します。よろしくをお願いします。

自分のことに引き寄せてしまい恐縮ですが、中学校では職場体験があり、近隣の店舗などに行くのですが、最近は保育園や幼稚園が含まれています。男子生徒も保育園などを選ぶことが多いようで、小さい子と遊んで非常に楽しかったという感想を聞きます。小さい子と接する経験がないという話が先ほどありましたが、大半の中学生は、年下の兄弟も大きくなっているため、小さい子と接する機会がなく、場合によっては、その先も機会がないまま、親になってしまうことがあります。保育園の保育士体験だけではないと思いますが、まだ真っ白な段階の中学生に、小さい子たちと接する機会ができれば、意識の高い親だけでなく、そうではない親も含めて、広く子どもと接する機会が提供できるのではないのでしょうか。小学生には少し早いと思いますが、中学生になれば、育てられる側から自分も次は育てる側という意識が芽生えてきています。そのような時期に、このような体験をすればよいのではないのでしょうか。文京区では聞いたことはありませんが、自治体によっては、実際に、公立中学校に赤ちゃんを親が連れてきて、中学生とふれあうという講座を実施しているようですが、文京区で同じようなことを行っているのであれば、教えていただけないでしょうか。

○小出会長 それは非常によいことだと思います。

○田村委員 よろしいでしょうか。

○小出会長 どうぞ。

○田村委員 文京区立第一幼稚園で園長しております田村と申します。

この3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響でストップしていますが、これまで、第一幼稚園では、区立中学校の家庭科の授業での保育体験であったり、職場体験を行っていただいています。そのような場で、乳児や幼児に触れれば、中学生なりに、この子たちも一生懸命生きてると実感したり、こうすれば喜ぶと分かったり、怖そうに見えた生徒が実は優しいと分かたりします。園児にとっても、色々な人に親しみを持ったり、話してみたり、よい体験になるため、是非再開したいと思っています。

公立幼稚園としては、入園している園児の教育も行いますが、地域に開くという役割もありますので、幼稚園に入園していない親子も遊びに来られるような機会を週に何回か設けています。その時に、お腹の大きい母親や赤ちゃんが産まれたばかりの母親は、自宅にいる時間が多く、久

し振りに大人と話をする機会になったり、園児が仲良く遊ぶ姿を見たりすることができます。そのような遊び場所を開いて、地域の方が多く遊びに来ていただいたり、相談に来ていただいたりすることが、一つの公立幼稚園の役割であると思っています。その時に、母親が悩んでいた、困っているようであれば、情報発信の一つとして、子ども家庭支援センターや町会などの色々な講座やイベントを紹介できればよいと思いますので、色々な情報を伺えるのはありがたいです。

○小出会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○西委員 公募委員の西と申します。

先ほど、八木委員から、産婦人科を利用してはどうかという意見がありましたが、別の観点から調べていたことがあります。

文京区は、全国住みたい街ランキングで13位なのですが、文京区のよいところを色々と調べた結果、今話がありました産婦人科の医師数は区内169人、全国815市区中の8位となっていました。そのほか、小児科医が241人、全国15位となっており、他の自治体と比較しても遜色がないというより、むしろ素晴らしい環境にありますので、そのような環境を活用できればよいのではないのでしょうか。ただし、この人数は、居住している医師数であるのか、開業医数であるのか、分かりませんが、全国的に見た場合、文京区にはそれだけの医師がいることを一つ参考にしていただければと思います。

また、文京区社会福祉協議会では、いきいきサポートご案内（産前・産後利用）というリーフレットを作成しており、有料ではありますが、産前・産後の方をサポートしています。しかし、有料ではなかなか利用してもらえないため、区が補助をすれば、無料化できるかもしれません。

そのほか、小・中学校のインターネット環境が文京区は全国1位となっています。児童虐待を防ぐための一つの施策として、そのようなことを数字で見れば、何らかの形で、全国1位となるような要素があるのではないかと思い、参考までに紹介いたしました。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○廣田委員 公募委員の廣田と申します。

先ほどから大変興味深く話を伺っていましたが、子育てを巡るサポートは、制度的にも、実態としても、相当充実したものがあるのではないかと思います。問題は、それが利用されていない、あるいは周知されていないということにあるのではないのでしょうか。子育てに悩んでいる母親は1人ではなく、得ようと思えば、手を差し伸べてくれるような色々なレベルの支援があるような気がいたします。

東京都では、子育て支援員制度というものがあつたと思いますし、先ほどの八木委員のように、民間ベースで一生懸命活動している方もいます。そのような支援を体系化し、整理の上、うまく

周知していただければと思います。既に行われているかもしれませんが、学校や産婦人科のほかにも、SNSやウェブサイトでの発信など、そのような周知にも一つ力を入れていくべきではないかという感想を持ちました。

以上です。

○小出会長 ありがとうございます。どうぞ。

○窪田委員 文京区町会連合会の窪田といいます。

子育ての話は、条件によって変わりますので、これが正しいということとは言えませんが、世の中の風潮として、効率がよくないと思っていることを言わせていただきます。

0歳からの保育というのがありますが、これは止めた方がよいと思います。それから、運動家や活動家の意見を受け止めてできた考え方ではないかと思っていますが、教育で子どもを叱ってはいけない風潮があり、何故このようなことを言うのか、私には分かりません。

もう一つは、子どもの人格を尊重すると言いますが、子どもには人格がまだ出来上がっていません。出来ていたとしても、まだ世の中では通用しないことを教える必要があるし、何でも言うことを聞くのはよくありません。昔に聞いた話では、イギリスでのことですが、子どもの人格は犬猫以下で、そのぐらい家庭でのしつけが必要ということのようです。今の風潮が、全て悪い方向に向かっているのではないかと思います、発言させていただきました。

以上です。

○小出会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○吉田委員 公募委員の吉田です。

話の内容が乳幼児に絞り込まれている気がするのですが、実は、文京区の安全・安心に関する事で、中学校や高校生の行き場がないことに、少し気を留めていただければと考えています。

何故かと言えば、小学校から中学校に進学する春頃の時期に、ふらふらと1人で歩いている子どもをよく見かけます。その子どもに、「何をしてるの」と声を掛けると、「ちょっと外を見る」とか「行ける場所がない」という答えが返ってきます。それまで中学生や高校生が行っていた場所は、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉鎖していると聞いていましたので、新型コロナウイルス感染症が少しずつ収束していく中で、中学生や高校生が第三者に会える場所も忘れずに検討いただければと思います。

乳幼児に関しては、幼稚園や保育園の先生が、一生懸命に色々な企画や周知を行って、母親の心のサポートをしていただいていることに対して、この場で感謝の気持ちを述べさせていただきます。

以上です。

○小出会長 ありがとうございます。

児童や子どもの定義に関わる連続的な問題ですが、それに対して、行政はシームレスになっていないかもしれません。少し見方を変えれば、いじめの問題も同じような問題があり、対応するセクションが変わってしまうと、1人の人間の連続体として、対応策がシームレスとなっていない場合もあるのかもしれません。

そのほか、何か意見はありますか。どうぞ。

○澤田委員 中学生の話は何っていたため、感じる人が多いのですが、新型コロナウイルス感染症の問題は、夫婦関係の悪化だけでなく、親子関係にも影響を与えています。

先ほど、瀬尾所長の説明の中で、子育てに困っている親ほど、虐待が起こりやすいという話がありましたが、例えば、シングルマザーやシングルファザーであったり、障害がある子どもの親は、特に厳しいのではないかと、身近な親子を見て思います。男子だけに限りませんが、子どもが中学生になれば、急に背が伸びたり、髭が生えてきたり、母親としては、かわいかった息子が急に大人になってしまったように感じて、親子の関係が少し変わることがありますが、未成年のうちには親から離れることができません。例えば、シングルマザーと体の大きな男子という組合せで関係が煮詰まってしまった場合、吉田委員から話があった、2人の関係をクールダウンできるような第三の居場所やショートステイなどの子どもが少し身を寄せられる場所があればよいと思いますが、その辺りを伺えればと思います。

もう一点は、国の制度の問題なのですが、障害のある子どもの親は、虐待の発現リスクが高いと一般的に言われています。こども家庭庁ができて、障害の有無に関わらず、全ての子どもの育ちを総合的に支援すると言っているため、今後は、障害のある子どもは厚生労働省というような縦割りの弊害はなくなっていくと思いますが、文京区としてどのように考えているか、可能であれば、教えていただけないでしょうか。

○小出会長 瀬尾所長、いかがでしょうか。

○瀬尾子ども家庭支援センター所長 全てに答えられるか分かりませんが、学校と家庭以外に、小・中・高校生の第三の居場所を地域で設けるよう、国からも話があり、文京区湯島にあるb-lab（ビーラボ）が、子どもたちにとって、非常に楽しい場所になっているようです。

また、b-labを運営しているNPO法人カタリバやNPO法人サンカクシャが、オンラインで相談を受け付けたり、年齢の近い大学生が居場所に詰めていたりします。そのほか、「さきちゃんち」など、子どもに限らず、年齢が高い子どもも過ごせる居場所を作っているところも出ています。

居場所が複数存在すれば、子どもたちが選ぶことができるため、今後も引き続き、取り組んでいく必要がありますが、区が直接ではなく、民間の取組と協力支援体制を取ればよいと思っています。

○小出会長 大変重要な示唆だと思います。

どうぞ。

○八木委員 先ほど言い忘れてしまいましたが、虐待のことを分かっていたくため、野田や北海道の事件に若干の脚色を加え、「189」という映画が作られていますので、お知らせいたします。

○小出会長 ありがとうございます。

非常に興味深いのですが、根も深いため、切りがないと思いますので、ここで一旦、議論は閉じることにいたします。

次は、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

○村田危機管理課長 事務局です。

それでは、第9期協議会における議事結果等について、報告いたします。

第9期協議会は、令和3年7月の第42回から本日の第46回まで、書面開催で実施した第43回も含めまして、全5回の会議を行いました。

資料第2号をご覧ください。初めに、1「安全・安心まちづくり推進地区の指定承認状況」です。第9期におきましては、記載のとおり、三つの地区から指定申請を受け、それぞれ審査の上、承認いたしました。三つの地区とも、その後の手続を経まして、小日向台町町会地区と大塚仲町町会地区は令和4年1月20日付け、南戸崎町町会地区は令和5年1月20日付けで、安全・安心まちづくり推進地区に指定しています。この三つの地区が加わることで、現在の指定地区数は、56団体、町会数では120町会となっております。

次は、2「委員提案テーマに関する協議事項」についてです。まず、(1)ですが、第44回協議会では、「震災等大規模自然災害発生に対する危機意識の醸成と発生時の備えに関する啓蒙の推進について」というテーマで協議いたしました。委員の皆様からは、「避難所運営に従事する区職員は人数が限られているため、住民自ら運営を行う必要がある」「防災行政無線を使用した定期的な放送を行い、住民に聞き慣れてもらうことも必要ではないか」「避難所運営に当たって、各町会の避難所運営協議会メンバーと防災職員住宅に住んでいる区職員の顔合わせをもっと行った方がよい」などの意見をいただきました。

次に、(2)ですが、第45回協議会では、「自転車の安全対策について」を協議いたしました。委員の皆様からは、「交通マナー向上に向けて、自転車の違法運転取締りの強化と自転車損害賠償保険等加入義務の周知強化が必要である」「違法駐車取締りと併せて、子ども連れなどの歩道を通行せざるを得ない場合を除き、一般的に自転車は自転車専用通行帯を走行するような周知を行ってほしい」「自転車専用通行帯増加を要望する」などの意見をいただきました。

次に、(3)ですが、本日、第46回の協議会におきまして、「乳幼児をもつ保護者への子育て閉塞感を救うための取組みについて」協議をいただきました。内容につきましては、先ほどご議論いただいたとおりですけれども、「これから親になる人に学んでもらうことが大切である」「悩ん

でいる親御さんに、その支援の内容をより力を入れて周知するべき」「保育の職場体験など、中学校、高校でも学ぶ機会を充実させてはどうか」「中高生の居場所などを気にかけてあげるべき」などの意見をいただきました。

資料第2号の説明は、以上です。

○小出会長 以上の報告について、ご質問などは、ありますでしょうか。

そのほか、ご意見やご質問は、ありますでしょうか。特になければ、これで会議を終了とさせていただきます。

非常に熱心で活発な議論をしていただき、どうもありがとうございました。

「閉 会」 (15:34)